

平成十九年七月三日受領
答弁第四一九号

内閣衆質一六六第四一九号

平成十九年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出沖繩戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問に対する答弁書
一について

先の大戦において、沖繩は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が、犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたことは承知している。お尋ねの沖繩戦において不幸にも自決された沖繩の住民のすべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かについて、政府としては現時点においてその詳細を承知していない。

なお、沖繩戦における住民の犠牲者のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の適用上、過去に戦闘参加者と認定されたものについて、その過程で軍命令があったとされた事例がある。

二及び三について

沖繩戦におけるいわゆる集団自決については、種々の議論や意見等があることは承知している。しかし、歴史教科書の検定は、国が特定の歴史認識を確定するという立場に立って行われるものではなく、学習指導要領や教科用図書検定基準により、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議の結果に基づき行われる

ものであり、御指摘の検定についても、沖縄戦の実態について誤解を生ずるおそれのある表現に関して、適切に検定意見を付したものと認識している。